

[事案 19-28] 障害給付金請求

- ・平成 19 年 11 月 4 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 4 月 14 日 和解成立

< 事案の概要 >

重度障害保障特約にもとづく重度障害保険金を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

自分は平成 3 年の年末頃にマルファン症候群と診断されていたが、16 年 3 月に親族から勧められ A 病院で診察・検診を受けたところ、異常はなかった。翌月、営業担当者 B（退職済）から定期付終身保険（同 5 年 10 月加入）の契約転換を勧められた際に、心臓に人口弁を置換した場合に一時金が支払われる重度障害保障特約があることを知った。そこで、病気について営業担当者に全てを話し、重度障害保障特約に加入出来るか、重度障害状態になった場合には重度障害保険金は支払われるかと確認したところ、健康診断で異常がなければ加入出来る、人工弁になったら重度障害保険金は支払われるとの回答があった。そこで、営業担当者の説明を信じ、16 年 4 月に既契約を転換して積立終身保険（重度障害保障特約付）への加入を申し込み、承諾された。

その後、18 年 6 月に大動脈瘤破裂で緊急入院し、人口弁置換手術（急性大動脈解離の手術）を受け、同年 8 月に国の身体障害者 1 級の認定を受けた。保険会社に給付金等の支払請求したところ、入院給付金、手術給付金は支払われたが、重度障害保険金は契約前の発病によるものとの理由で支払われなかった。

加入時における、営業担当者の「健康診断で異常がないから、心臓および遺伝的な弱さについて告知書に記載する必要はない」、「人工弁になったら重度障害保険金は確かに支払われる」との説明を信じ加入した経緯があり、また、16 年 3 月に受診した際には心血管に著変はなく、異常があると説明されたのは再診を受けた同年 5 月 18 日であり発病時期についても納得出来ないため、重度障害保険金（250 万円）を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記理由などにより、申立人の重度障害保険金支払請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人は、契約以前である平成 16 年 3 月 16 日に労作時に息切れの症状が発現されたことから A 病院で受診された際に、マルファン症候群であると診断されている。また、申立人自身が、同 16 年 3 月に A 病院を受診する以前に、マルファン症候群であると認識している。
- (2) 申立人の障害原因である解離性大動脈瘤とマルファン症候群の因果関係については、主治医によると「マルファン症候群の人は解離性大動脈瘤を起こしやすく、因果関係についてはほとんどの病院であると言われる」との見解であり、申立人の障害状態は、責任開始前にすでに生じていたマルファン症候群を原因とした解離性大動脈瘤のため生じたものと考えられる。
- (3) 営業担当者 B と面談し、加入時の状況を確認・調査したが、営業担当者 B は「病気についてはありのままを告知してくださいと申立人に伝えた」、「申立人からマルファン症候群であるといった告知はなかった」旨述べ、申立人の主張するような不告知教唆等の不適切な取扱いはしていないと説明しており、当社としては、営業担当者による不告知教唆等の不適切な取扱いはなかったと判断している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、書面審理、医事照会および申立人からの事情聴取を行い審理した結果、保険会社に対し加入時の募集状況を踏まえ意見交換等を行い、和解のあっせんをしたところ、保険会社より和解案の提示があった。同案について申立人に提案のうえ、申立人の意向を踏まえた和解案を提示し、保険会社にて再度検討を行った結果、両者の了解が得られ、和解契約書の調印をもって円満に解決した。